



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
6月1日(月)  
号 外  
第34号

## 目 次

### 教育委員会

○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正..... 1

### 人事委員会

○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正..... 1

### 企業局

○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正..... 2

## 教育委員会

### 栃木県教育委員会規則第13号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月1日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

#### 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p><b>第11条</b> 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合 その都度必要と認められる期間</p> <p>(3)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p><b>第11条</b> 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合 その都度必要と認められる期間</p> <p>(3)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育政策課)

## 人事委員会

### 栃木県人事委員会規則第22号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月1日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

#### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p><b>第11条</b> 条例第13条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合 その都度必要と認められる期間</p> <p>(3)～(17) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p><b>第11条</b> 条例第13条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合 その都度必要と認められる期間</p> <p>(3)～(17) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第3号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年6月1日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第1</b> （第13条関係）		<b>別表第1</b> （第13条関係）	
特別休暇の対象となる場合	期 間	特別休暇の対象となる場合	期 間
1 略		1 略	
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合	略	2 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合	略
3～22 略		3～22 略	

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)